



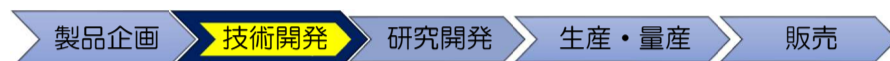
町内で事業所を営む中小企業者に対し、多様な主体との連携による新製品・新技術の開発、デジタル技術等の活用その他経営基盤及び競争力の強化のための取組を支援します。

事業の紹介

1. 新製品・新技術開発着手支援事業

▶概要

新製品・新技術開発に伴う試作製作前の材料選定、市場調査など開発の技術的課題の検討に係る経費の一部を補助します。



左フロー図の黄色の部分为本支援メニューの対象です。

▶補助率・補助限度額 2/3 10万円

2. 新製品・新技術開発支援事業（単独・連携体※2以上の中小企業、大学等）

▶概要

単独または他企業、大学などと連携して行う新製品・新技術開発に伴う試作品製作及び試験評価などに係る経費の一部を補助します。



左フロー図の黄色の部分为本支援メニューの対象です。

▶補助率・補助限度額 2/3以内 【単独】100万円 【連携】150万円

※専門家会議にて申請者によるプレゼンテーションを経て補助金交付の可否および補助金額が決定します。

3. DX推進事業

▶概要

デジタル技術及びAIやRPAなどの最新技術を活用した生産プロセス、業務プロセスの改善・見直し等高付加価値化や生産性向上に係る経費の一部を補助します。

▶補助率・補助限度額 2/3以内 150万円

※専門家会議にて申請者によるプレゼンテーションを経て補助金交付の可否および補助金額が決定します。

4. デジタルツール導入支援事業

▶概要

会計、財務、経営、人事、給与、顧客対応、在庫、生産管理等に関するソフトウェアの新規導入及びクラウドの新規利用料に係る経費の一部を補助します。

▶補助率・補助限度額 2/3 10万円

※専門家派遣（事業メニュー1から4が対象）

補助金交付申請及び事業実施等に当たり、専門家による最大3回の無料支援（相談や助言、アドバイス）を受けることができます。希望される方はご相談ください。

5. 事業承継促進事業

▶概要

事業承継の取組における専門家のコンサルティングやM&Aに伴う仲介・マッチングに係る経費の一部を補助します。

▶補助率・補助限度額 2/3 15万円

6. 販路開拓支援事業

▶概要

オンラインを含めた見本市出展に係る経費（出展料、出展のために作成するパンフレット、ポスター等の作成）、製品紹介や企業のPR動画作成、ホームページ及びECサイト（電子商取引）等の新規作成に係る経費の一部を補助します。

▶補助率・補助限度額 1/2 10万円

7. 人材育成支援事業

▶概要

従業員の資質向上のために行う講習会等の開催又は参加に要する費用若しくは資格取得を行う事業に係る経費の一部を補助します。

▶補助率・補助限度額 1/2 10万円

8. 人材確保支援事業

▶概要

人材不足を解消するための人材紹介サービスの利用、就職説明会への参加、人材広告費等に係る経費の一部を補助します。

▶補助率・補助限度額 1/2 10万円

提出書類チェックリスト

※詳細については、瑞穂町中小企業成長支援事業補助金要綱をご確認ください。

- | | |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 瑞穂町中小企業成長支援事業補助金交付申請書 | <input type="checkbox"/> 登記事項証明書（法人）・住民票の抄本（個人） |
| <input type="checkbox"/> 事業計画書 | <input type="checkbox"/> 町税納入状況確認同意書 |
| <input type="checkbox"/> 事業費積算明細書 | <input type="checkbox"/> 直近1年の財務諸表 |
| <input type="checkbox"/> 事業プレゼンテーション資料8部および電子データ（※新製品・新技術開発支援事業補助金またはDX推進事業補助金に申請された方） | |

その他、審査の過程で必要に応じて追加で資料を請求する場合があります。

補助金の交付対象（申請前に必ずご確認ください。）

- (1) 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者又は個人事業主であること。
- (2) 2年以上継続して事業を営んでいること。
- (3) 町税に滞納がないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくはその利益となる活動を行う団体又は同条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は金融・貸金業等、公的な補助対象として社会通念上適切ではないと町が判断する業種を営む者でないこと。
- (6) 町、国、都その他の公的な機関により、申請する補助事業に対し別の補助等を既に受け、又は今後受けないこと。

申請受付期間

1次募集 令和8年5月1日（金）から令和8年7月17日（金）まで
2次募集 令和8年9月24日（木）から令和8年10月30日（金）まで

※予算が上限に達した場合は、第2次募集は行いません。

補助対象 令和8年4月1日から令和9年3月31日までに契約から支払いまで完了する費用

書類の提出先・お問い合わせ
瑞穂町役場 協働推進部 産業経済課 商工係
TEL 042-557-7633

